

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

習志野市立秋津小学校

1 基本理念等

いじめとは（「いじめ防止対策推進法」より）

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は「学校の内外を問わない」ものとする。

いじめはすべての児童にかかわる問題であり、すべての児童が安全安心して通い、生活できる学校にすることは、学校の最大の使命である。教職員一同はいじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたり、正確・丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことに最大限の努力を惜しまない。それが児童一人を大切にし、個々の人権を守ることにつながるからである。本校では、いじめ問題の解消が校内の最優先事項であることを、全職員・全児童・保護者・地域とで共通理解し、いじめ問題の解決にむけて全力で努力していくことを確認しながら、この問題に取り組んでいく。

2 学校いじめ対策組織と構成

定期開催

○生徒指導・特別支援部会（毎月開催）

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネータ・学年主任・養護教諭
内容：児童の生徒指導上の課題共有及び対策の検討

○拡大生徒指導部会（職員会議時に開催）

構成：全職員
内容：児童の生徒指導上の課題共有及び対策の検討

○いじめ対策会議（年3回、パートナー会議時に開催）

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネータ・保護者代表・地域代表
内容：学校いじめ防止基本方針見直し結果の報告・学期ごとのいじめ防止対策及び、いじめアンケートの結果報告・いじめの実態共有と対策についての協議

随時開催

○いじめ問題解決プロジェクト（いじめが関連したトラブルが発生したとき、即日編成）

①即時対応会議（いじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議）

構成：校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・関係学年主任（集約担当）・当該いじめ事案に関係する職員

内容：いじめ事案に関する情報共有・対策会議・重大事態の判断

②拡大対応会議（重大事態の発生が疑われる場合に編成）

構成：即時対応＋教務主任・特別支援コーディネータ・教育相談（長欠）担当・各学年主任
状況に応じて、SC・保護者代表・地域代表・民生委員・警察
いじめ問題対策委員（市教委）・市教委指導課・関係機関 等

内容：いじめ事案に関する情報共有・対策会議

3 いじめの未然防止への取組

○いじめ防止への理解と協力を促すための活動

年間を通した指導（例：クラス・学年でのいじめ防止学習の奨励・全校朝会の校長の訓話に「いじめ撲滅」を取り入れる等）

○良いところをお互いに認め伸ばす活動

励ましカード・授業の評価・良いところ探し活動・挨拶運動を奨励する。

○教職員のセクハラ・パワハラ・モラルの意識向上

セクハラ・パワハラ研修、モラルアップ研修を実施する。

○学校全体の暴力・暴言（言葉の暴力）を排除

○「わかる授業」の奨励

自己存在感・自己決定の場を授業の中で保証し、自分に自信を持たせるようにする。

○道徳授業の公開

全クラスで年一度公開する。

○「いじめ防止」の活動の展開

児童会が主体となり、「命を大切に作るキャンペーン」等をはじめとした活動を展開できるように支援する。

○「情報モラル教育」の推進

インターネット・携帯メール・ラインによるいじめの防止を中心とし、講師を招聘しての児童向け学習会を実施する。

○福祉教育・人権教育の充実

体験活動を重視した教育を行う。

○児童の自発的な活動推進

なかよし活動、特別活動等を含めたすべての教育活動を通して推進していくことを共通認識する。

○地域・保護者への啓発活動

周りの大人が同じようにいじめを許さないという共通の価値観で児童に接することのできる環境を作る。

（学級懇談会、パートナー会議、学校だより、学校ホームページ）

○ 月別いじめ防止の取り組み※月一回縦割りのなかよし活動実施

4月	「人の気持ちのよいあいさつをしよう」（児童会）児童会「あいさつ運動」（児童会）
5月	1年生を迎える会 なかよし給食 運動会への取り組み
6月	生活科・総合的な学習の時間における地域や保育所等との交流活動開始、授業参観・懇談会
7月	学期末の学級活動
9月	各行事
10月	児童会「あいさつ運動」（児童会）
11月	マラソン大会 授業参観・懇談会
12月	児童対象に「情報モラル」についての学習会 学期末の学級活動
1月	児童会「あいさつ運動」（児童会）
2月	授業参観・懇談会
3月	お別れ音楽会 なかよし給食 学期末の学級活動

4 いじめの早期発見

いじめはどの学校でも、どの子にも、いつでも起こり得るという考えから、状況把握のため定期的にアンケート調査や教育相談週間を実施し、児童個々から「いじめた」・「いじめられた(ている)」のどちらについても直接聞き取り調査を実施する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめアンケート			○					○			○	
聞き取り調査			○					○			○	
体罰・セクハラアンケート										○		
教育相談				○					○		○	

○各相談機関の連絡先を周知し、発達に応じてタブレット端末での相談についても活用する。

○いじめ防止と早期発見のため、家庭訪問・保護者面談・毎日の連絡帳・電話相談を活用する。

5 いじめの相談・通報

○学校内のいじめの相談者として、養護教諭を「いじめ相談員」とし、児童からも保護者からも認識されるよう告知する。

○学校以外でのいじめの早期発見のため、民生委員・主任児童委員等に情報共有のお願いをする。

○いじめについて相談することや通報することの大切さについて、児童へ繰り返し指導する。

○相談・通報は適切な行為であり、大切なことであると認識させる。「チクリ」などという言葉はどの学級でも使わないことを徹底させる。

6 いじめ認知のフローチャート

* トラブル確認

学級担任
集約担当に毎日学級内のトラブルを報告。
児童への聞き取りなどは各学級の生徒指導
ノートへ記録

* アンケート調査

いじめアンケート結果
「いじめあり」

担任がアンケートをもとに該当児童に聞き取りを行い、記録を取り（アンケート用紙に書き込む）、集約担当に報告する。
保護者にも必ず連絡を入れる

集約担当は報告をもとに記録（エクセルシートへ）し、管理職に報告・相談を行う

緊急性が低い

判断が難しい

いじめである

学年の教員全員で
見守りをしていく

緊急性が
低い

①即時対応会議を
招集し協議する

いじめである

速やかに校長が
いじめの承認を行う

いじめの重大事態が
疑われない場合

該当学年の担任と生徒指導主任で
対応を練る

いじめの重大事態が
疑われる場合

②拡大対応会議を校長が招集し、
対応を検討する

関係児童への聞き取りと
指導を行う。指導の内容
は、学級の生徒指導ノートに記録し、保護者にも
伝える（担任）

合意形成が図
れない場合

教頭が入り
対応する

合意形成が
図れた場合

学年の教員全員で3か月は確実に
様子を見守る

校長が教育委員会に
報告する

以降は、指導課のフロー
チャートへ

※①②は「2 学校いじめ対策組織と構成」における「いじめ問題解決プロジェクト」の会議

7 被害児童へのケア、加害児童への指導

- いじめ被害児童のケアには、スクールカウンセラー（SC）の招聘等の態勢を整える。また、安心して学校に通学するための見守りや送迎、保護者によるケア方法等を伝え、確認を取りながら進める。
- いじめ加害児童に対しては、2の組織「いじめ問題解決プロジェクト」の中で、指導事項及び、加害児童の保護者への助言内容を確認し、役割を決めて連絡を行う。
- いじめの再発防止や教育上必要がある時は、次のような特別の措置を講じる。
 - ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員により心理・福祉等の専門家の協力を得つつ、いじめを受けた児童、保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ・必要があると認める場合に限り、いじめの加害児童を、いじめの被害児童のいる教室以外の場所で学習させる等、いじめ被害児童やその他の児童が安心して教育を受けられるために必要な措置を講ずる。
 - ・いじめ加害者の保護者に対して、児童の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。
- いじめの加害、被害という2者関係だけでなく、「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導も、遺漏のないよう的確に行う。

8 重大事態への対処

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとる。児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、ガイドラインに沿って重大事態調査を実施する。

次のように、重大事態であると判断される場合は、事実関係を明らかにする調査を行う。

- ①いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある時
- ②いじめにより児童が相当の期間欠席を余儀なくされている時

○重大事態が発生した場合の対応

①校内の速やかな連絡

発見者→担任→学年主任（集約担当）→教頭（→生徒指導主任→全職員）→校長

②教育委員会への速やかな連絡

校長→習志野市教育委員会指導課→教育長

※一報後、改めて文書により報告する。

※犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

③「いじめ問題解決プロジェクト」または、いじめ対策会議の招集を直ちに行う。

④具体的な調査方法を定める。（詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要）

9 公表、点検、評価等

- 「秋津小いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。
- いじめ問題への取組みを、学校運営協議会・パートナー会議で評価いただく。

(1) 公表

毎学期に行われる「いじめアンケート」による集計結果は、学校だより・ホームページ等で保護者に公開し、いじめ対策における保護者の協力を求める。

(2) 経過観察

「いじめアンケート」による集計結果から

- ①いじめを訴えた児童数
- ②いじめの認知件数
- ③いじめの解消状況

をまとめ、それぞれにおけるその後の経過観察を続ける。

「いじめアンケート」児童回答用紙の保管

- ①いじめを訴えた児童のアンケート（5年保存）
- ②その他の児童のアンケート（1年保存）

* ①②については、各児童について支援経過ファイルを作成し、文書化を図る。

(3) 評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価（アンケート）でいじめ問題への取組みを評価し、常に改善を図っていく。